

## 都市計画区域外等で建築確認申請が不要な工事(※)の場合でも、建築工事届の提出が必要です。

※木造住宅の新築等

10㎡を超える建物を新築・増築する場合は、都市計画区域外や確認区域外であっても、建築基準法に基づき**建築工事届の提出が必要です**。工事着手前までに所管の特定行政庁に提出をお願いします。

(建築物工事届の様式は県建築課ホームページにあります)

### 建築基準法第15条の規定による 建築工事届

建築主名  
工事施工者名  
設計者名  
工事監理者名  
敷地の位置  
床面積  
.....

### その他の注意点

#### ①建築予定地近くにがけはありませんか

建築予定地付近に高さ2mを超えるがけがある場合は、熊本県建築基準条例第2条に基づき、

- ・建物をがけから、がけの高さの1.5倍以上離すか(図1)、
- ・擁壁の設置が必要です。※擁壁は確認申請が必要です。

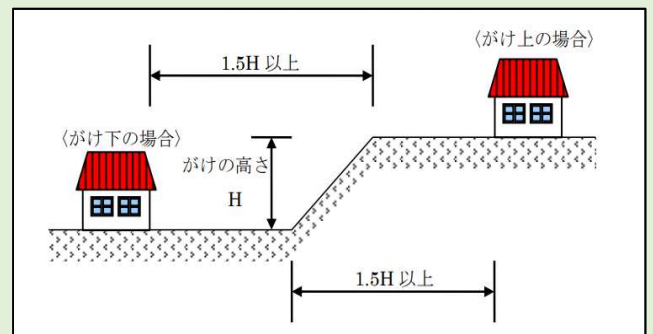


図1 がけ制限イメージ

#### ②土砂法のレッドゾーンの区域内では ありませんか

土砂法のレッドゾーン内で建築行為をする場合は、都市計画区域外であっても建築確認申請が必要です。

また、土砂対策工事の実施が原則必要です。(図2)

(土砂法の区域の指定状況は県ホームページで確認できます。)

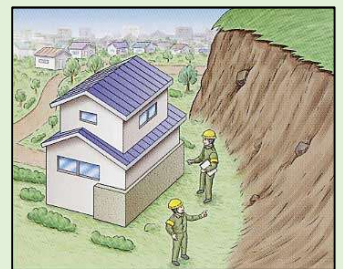


図2 土砂対策工事イメージ

#### ③設計及び工事監理を建築士に依頼しましたか

建築基準法・建築士法に基づき、一定規模の新築・増築工事(木造の場合100㎡超)を行う場合には、建築士が設計や工事監理を行う必要があります。

#### ④省エネに関して建築士から建築主への説明義務があります

令和3年4月から、建築物省エネ法に基づき、建築士が建築主へ書面で説明を行うことが義務化されました。詳細は県建築課ホームページを参照ください。

### お問い合わせ先

熊本県土木部建築住宅局建築課 TEL096-333-2534

または各広域本部景観建築課まで

(熊本市、八代市、天草市は各建築確認窓口へ)

県建築課ホームページ 土砂法の指定状況

